

## 高岡市保育所等入所利用調整実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定に基づき、保育所、認定こども園及び地域型保育事業（以下「保育所等」という。）の利用についての調整（以下「利用調整」という。）に関し、高岡市保育所条例施行規則（平成29年高岡市規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (利用調整)

第2条 利用調整は、保育所等の利用を希望する児童ごとに利用調整点数を算出し、当該点数の高い児童から順次利用できる保育所等を決定するものとする。

- 2 前項の利用調整点数は、別表第1に定める基本点数に、別表第2に定める調整点数を加えて得た数とする。
- 3 複数の児童の利用調整点数が同一のときは、当該保育所等を希望する順位が高い児童を優先したうえで、別表第3に定める優先項目の優先順位が高い世帯の児童から順次利用できる保育所等を決定するものとする。ただし、当該順位が同一の場合は、当該児童に係るその他の状況を勘案して決定する。
- 4 市長は、利用調整を行うに当たり、家庭状況調査表（様式第1号）により、保育所等の利用を希望する児童と同居する全ての世帯員の状況について調査するものとする。

### (入所承諾会議)

第3条 保育所等の利用調整を適正かつ公正に行うため、子ども・子育て課に、次に掲げる者で構成する保育所等入所承諾会議（以下「入所承諾会議」という。）を置く。

- (1) 子ども・子育て課長
  - (2) 子ども・子育て課保育指導係長
  - (3) 子ども・子育て課入園・給付係長
  - (4) 子ども・子育て課入園・給付係入所担当職員
  - (5) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認めるもの
- 2 入所承諾会議は、次に掲げる事項について審議する。
- (1) 規則第7条第1項の規定による利用調整
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(他市町村からの入所希望者)

第4条 他市町村から保育所等の利用を希望する児童の利用調整については、市内に居住する児童の利用調整が終了した後、保育所等の空きがある場合に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、他市町村から保育所等の利用を希望する児童のうち次に掲げるものについては、市内に居住する児童と同時に利用調整を行う。

(1) 利用を希望する保育所等に兄弟姉妹が継続して在園する児童

(2) 市内の保育所等で直接保育に従事している又は従事する見込みである保育士、幼稚園教諭、養護教諭、看護師等の児童

(3) 引き続き同一施設の継続利用を希望する場合

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、利用調整に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行し、平成31年4月1日以降の入所に係る利用調整について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和2年4月1日以降の入所に係る利用調整について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和3年4月1日以降の入所に係る利用調整について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和4年4月1日以降の入所に係る利用調整について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和5年4月1日以降の入所に係る利用調整について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行し、令和7年4月1日以降の入所に

係る利用調整について適用する。

別表第1（第2条関係）

## 基本点数表

保育要件	状態		点数	父	母
就労	基礎点	会社等勤務	10		
		自営業（事業主）	10		
		自営業（専従者）	8		
		農業（事業主）	10		
		農業（専従者）	8		
		内職	6		
	月の就労時間	48時間以上60時間未満	4		
		60時間以上84時間未満	5		
		84時間以上120時間未満	6		
		120時間以上140時間未満	7		
		140時間以上168時間未満	8		
		168時間以上	9		
育児休業明け		2			
疾病	入院		19		
	通院	週3日以上	13		
		週3日未満1日以上	12		
		週1日未満	11		
	自宅療養	寝たきり	19		
		精神症	12		
その他		11			
介護・看護	介護・看護（基礎点）		10		
	時間点数	4時間未満	1		
		4時間以上6時間未満	2		
		6時間以上8時間未満	3		
		8時間以上	4		
妊娠・出産			19		
就学	就学（基礎点）		9		
	月の就学時間	48時間以上60時間未満	4		
		60時間以上84時間未満	5		
		84時間以上120時間未満	6		
		120時間以上140時間未満	7		
		140時間以上168時間未満	8		
		168時間以上	9		
求職中			2		
起業準備中			6		
虐待・DV			19		

※基本点数は、父、母それぞれの保育要件に基づいて算出し、合計点数を世帯の基本点数とする。  
就労、介護・看護、就学の保育要件は、基礎点に、就労状況等に応じた点数を加算して、算出する。

保護者が複数の保育要件に該当する場合は、原則として、最も高い点数を基本点数とする。

父母がいない場合は、その他の保護者の保育要件に基づいて算出する。

就労時間は、通勤時間は含まないが、休憩時間は含むこととする。

別表第2 (第2条関係)

## 調整点数表

項目	内容	点数	
入園前の状況(申込時点) 【いずれか1つの項目】	自宅で保育している	自宅で同居する家族が保育している	0
	他の人に預けている	同居する家族以外に預けている	1
	保育認定を受けて利用する施設に預けている	保育認定を受けて、保育施設等を利用している	1
	その他の施設に預けている	保育認定を受けて利用する施設以外の施設を利用している	0
	職場へ同行している	同居する家族の職場に同行している	1
家庭の状況 【該当項目を累積加点】	生活保護世帯である	生活保護を受給している場合	2
	ひとり親世帯である	母子家庭または父子家庭である場合	20
	児童が障がいを持っている	入園する児童が、障がいを有する場合(障害者手帳、療育手帳、医療機関の診断書等で障害を証明できる場合のみ)	2
	家庭の災害等	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	2
保護者が保育士等※	保護者が保育士等(保育士、幼稚園教諭等)であり、保育所等で直接保育に従事している(従事する見込みである)場合	40	
	入園希望月に、市外に住民票がある児童で、保護者が保育士等(保育士、幼稚園教諭等)であり、保育所等で直接保育に従事している(従事する見込みである)場合	20	
社会的擁護が必要※	児童相談所からの支援要請(虐待)、DVIについての公的機関による証明がある場合	40	
同居している祖父母の状況(65歳未満) 【祖父、祖母ごとに1項目】	同居していない	祖父母と同居していない	0
	会社等に勤務している	祖父母が、会社等に勤務している	0
	自営業をしている	祖父母が、自営業を行っている	0
	農業に従事している	祖父母が、農業に従事している	0
	内職をしている	祖父母が、内職をしている	▲ 1
	病気など	祖父母本人が、疾病・障がいにより、入院・通院・自宅療養しているまたは、祖父母が看護、介護している	0
	無職	同居している祖父母が、上記の項目に当てはまらない	▲ 2
兄弟姉妹の状況(就学前児童) 【いずれか1つの項目】	保育認定を受けて利用する施設に預けている	兄弟姉妹が既に、保育認定を受けて、保育施設等を利用している	1
	その他の施設に預けている	兄弟姉妹が、市から保育認定を受けて利用する施設以外の施設を利用している	▲ 1
	施設を利用していない	兄弟姉妹が、保育園等のどの施設も利用していない	▲ 1
在園児の兄弟姉妹※	既に兄弟姉妹が同一施設を利用している(新規同時入園を除く)	40	
	入園希望月に、市外に住民票がある児童で、既に兄弟姉妹が同一施設を利用している(新規同時入園を除く)	20	
在園児本人の継続入所	入園希望月に、市外に住民票がある児童で、既に同一施設を利用している	20	
特定の施設からの転園	地域型保育事業の卒園児、認可保育施設等の閉鎖、保育事業中止等により他の保育施設等への入所を希望する	100	

※「保護者が保育士等」、「社会的擁護が必要」と「在園時の兄弟姉妹」の項目のうち、複数の項目に該当している場合、1項目のみを適用する。

「保護者が保育士等」の項目に、父母それぞれが該当する場合でも、重複して算出しない。

別表第3（第2条関係）

**同点になった場合の優先項目**

優先順位	優先項目
1	申請受付日に、高岡市内に在住している世帯
2	保育料等の滞納がない世帯
3	兄弟姉妹が在園している世帯
4	保護者が保育士等の世帯
5	入園する児童が障がい児の世帯
6	ひとり親世帯
7	生活保護を受けている世帯
8	未就学児童が多い世帯
9	申請受付日に、就労している世帯
10	高岡市内に、二親等以内の親族がいない世帯